

帰還困難区域（大熊町）に居住していた申立人の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、申立人自身が障害（身体障害等級２級）を抱えつつ、避難中に身体障害等級４級の認定を受けるに至った配偶者を介護しながら避難生活を送ったことを考慮して、平成２３年３月から平成２９年５月まで、申立人による配偶者の介護状況及び申立人自身の要介護状況に応じて３割から５割の増額賠償が認められたほか、避難費用及び生命・身体的損害が賠償された事例。

1800

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第１ 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

【損害項目及び期間】

一時立入費用

自 令和元年９月２１日 至 令和２年３月２１日

精神的損害（日常生活阻害慰謝料）増額分

自 平成２３年３月１１日 至 平成２９年５月３１日

生命・身体的損害

自 平成２９年６月１日 至 平成２９年１１月３０日

第２ 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第１項所定の損害項目（同項所定の期間に限る。）に対する和解金として、金２, 046, 728円の支払義務があることを認める。

内訳)

一時立入費用 9, 768円

精神的損害（日常生活阻害慰謝料）増額分 1, 982, 000円

生命・身体的損害 54, 960円

第３ 支払方法

（省略）

第4 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人と被申立人が各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和3年10月29日

（仲介委員 丸山 裕司）